

＊北海道公報				発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法 制 文 書 課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)			
目次				ページ			
告 示							
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）				11			
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）				11			
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）				11			
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....（農業施設管理課）				12			
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課）				12			
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）				12			
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正.....（水産経営課）				12			
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）				12			
○道路の供用の開始.....（道路課）				13			
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）				13			
道立小児総合保健センター告示							
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....				13			
道競馬事務所告示							
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....				14			
道教育庁十勝教育局告示							
○特定調達契約に係る入札の公告.....				14			
告 示							
北海道告示第523号							
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日高町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。							
平成18年 6 月 9 日							
北海道知事 高 橋 はるみ							
就 任	平成18. 5.25	理 事	高 森 勉	名 住	沙流郡日高町字千栄202番地の 1		
同	同	同	鹿 島 敏 靖	同	山手町 1 丁目官有地		
同	同	同	金 子 昇	同	山手町 2 丁目249番地の 1		

同	同	同	矢 野 晴 幸	同	栄町東 2 丁目258番地の29		
同	同	同	松 井 幹 男	同	字千栄104番地の 1		
同	同	同	佐 藤 登 男	同	字日高892番地		
同	同	同	佐々木 光 由	同	栄町西 2 丁目343番地の30		
同	同	監 事	原 口 長 治	同	字日高935番地		
同	同	同	坂 口 忠 士	同	山手町 2 丁目248番地の 1		
退 任	同 18. 5.24	理 事	高 森 勉	同	字千栄202番地の 1		
同	同	同	鹿 島 敏 靖	同	山手町 1 丁目官有地		
同	同	同	金 子 昇	同	山手町 2 丁目249番地の 1		
同	同	同	佐 藤 達 徳	同	字千栄332番地		
同	同	同	松 井 和 子	同	字千栄545番地の 1		
同	同	同	佐 藤 登 男	同	字日高892番地		
同	同	同	西 尾 正	同	本町西 2 丁目337番地の 4		
同	同	監 事	原 口 長 治	同	字日高935番地		
同	同	同	坂 口 忠 士	同	山手町 2 丁目248番地の 1		

北海道告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成18年 6 月 1 日、渡島平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（平和地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年 6 月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、いわみざわ農業協同組合の行う土地改良（大里西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年6月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
栗山土地改良区	御園	災害復旧（農業用施設）	平成18. 3.20
芦別市	旭	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	同 17.11.30
ながぬま農業協同組合	南中部	同（暗きょ）	同 17.11.22
同	共栄	同	同
空知土地改良区	豊泉	同（農業用排水）	同 18. 1.31

北海道告示第528号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
鮎川	中山間地域総合農地防災（農業用排水）	平成17.12.19
同	同（土留工）	同 15.11.20
八幡	農免農道整備	同 17.11. 9

北海道告示第529号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次

のように改正する。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表中「戸井町加入区」を「戸井加入区」に改め、同表いぶり噴火湾加入区の項中「虻田町並びに伊達市一円」を「虻田郡洞爺湖町のうち青葉町、旭町、泉、入江、大磯町、栄町、清水、高砂町、月浦、洞爺湖温泉、浜町、花和、本町及び三豊の区域並びに伊達市のうち大滝区を除く区域」に改め、同表鶴川加入区の項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町のうち穂別を除く区域」に改め、同表ひだか加入区の項中「沙流郡門別町、新冠郡新冠町、静内郡静内町及び三石郡三石町」を「沙流郡日高町のうち富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清畠、字正和及び字三和の区域及び新冠郡新冠町並びに日高郡新ひだか町一円」に改め、同表枝幸加入区の項中「枝幸郡枝幸町一円」を「枝幸郡枝幸町のうち歌登を除く区域」に改め、同表荻伏加入区、浦河加入区、様似加入区、冬島加入区及び庶野加入区の項を削る。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表上磯はまなす加入区の項中「上磯郡上磯町のうち字当別、字三ツ石、字矢不来及び字茂辺地の区域」を「北斗市のうち当別、三ツ石、矢不来及び茂辺地の区域」に改め、同表上磯加入区の項中「上磯郡上磯町のうち字七重浜町、字追分、字東浜町、字会所町、字本町、字谷好町、字館野、字富川町及び字新浜町の区域」を「北斗市のうち七重浜、追分、東浜、中央、谷好、館野、富川町及び飯生の区域」に改め、常呂加入区の項中「常呂郡常呂町一円」を「北見市のうち常呂町の区域」に改め、同表八雲加入区の項の次に次の5項を加える。

荻伏加入区 浦河郡浦河町のうち荻伏町及び字東栄の区域

浦河加入区 浦河郡浦河町のうち荻伏町及び字東栄を除く区域

様似加入区 様似郡様似町のうち字鶴苔、字岡田及び字平宇のうちピライト川以西の区域

冬島加入区 様似郡様似町のうち字冬島、字幌満、字旭及び字平宇のうちピライト川以東の区域

庶野加入区 幌泉郡えりも町のうち字庶野及び字目黒の区域

北海道告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年 6 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

解除予定保安林の所在場所

檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）

2

保安林として指定された目的

公衆の保健

3

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁産業振興部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

路線名

供用開始の区間

北海道知事 高橋 はるみ

道道 函館恵山線

函館市豊浦町1番1地先から
函館市日浦町355番2地先まで

供用開始の期日
平成18. 6. 9

北海道告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年6月9日

1

道路の種類

道道

2

道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所

区間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

函館上磯線
北海道函館土木現業所

函館市湯川町2丁目43番3地先から
函館市本通4丁目347番3地先まで

前

25.00mから
25.00mまで

2,190.14m

—

後

25.00mから
26.76mまで

2,190.12m

—

函館上磯線
北海道函館土木現業所

函館市本通4丁目347番3地先から
函館市鍛冶2丁目193番41地先まで

前

24.75mから
26.88mまで

1,278.88m

—

後

24.75mから
26.88mまで

1,278.88m

—

函館上磯線
北海道函館土木現業所

函館市昭和4丁目192番3地先から
北斗市七重浜4丁目337番7地先まで

前

17.72mから
42.02mまで

2,974.80m

一般国道227号
重複L=55.30m

後

17.72mから
42.55mまで

2,975.72m

一般国道227号
重複L=56.31m

道立小児総合保健センター
告 示

北海道立小児総合保健センター告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年6月9日

北海道立小児総合保健センター所長 工藤 亨

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 医薬品（ノルデイトロピンノルディフレックス注）（10mg 1筒ノ箱）

420箱

(2) 暖房用燃料（A重油）（JIS 1種2号）

1,000kℓ

2 落札を決定した日

平成18年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名

株式会社モロオ

イ 住 所

札幌市中央区北3条西15丁目1番地の50

(2)ア 氏 名

株式会社オイルターミナル

イ 住 所

千歳市豊里2丁目10番地3

4 落札金額

(1) 104,500円（1箱当たりの単価）

(2) 60.9円（1ℓ当たりの単価）

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年2月10日付け北海道立小児総合保健センター告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 所在地

小樽市銭函1丁目10番1号

道 競 馬 事 務 所 告 示

北海道競馬事務所告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年6月9日

北海道競馬事務所長 北 村 健

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- (1) トータリゼータシステム保守業務（地方系） 一式
- (2) トータリゼータシステム保守業務（中央系） 一式
- (3) 平成18年度北海道地方競馬開催に係る札幌競馬場（本場）及び札幌場外発売所清掃業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

- (1) 平成18年3月31日
- (2) 平成18年4月3日
- (3) 平成18年4月3日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) ア 氏 名 トータリゼータエンジニアリング株式会社
イ 住 所 東京都品川区南大井6丁目20番14号
- (2) ア 氏 名 日本トータリゼータ株式会社
イ 住 所 東京都江東区永代1丁目14番5号
- (3) ア 氏 名 共栄商事株式会社
イ 住 所 東京都港区新橋4丁目5番4号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 78,503,250円
- (2) 39,409,650円
- (3) 57,926,600円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

- (1) 1の(1)及び(2)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

- (2) 1の(3)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道競馬事務所総務課

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月9日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（1月当たりの単価）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 納 入 期 日

ア 平成18年9月1日（金）

イ 平成18年9月1日（金）

- (4) 契 約 期 間

ア 平成18年9月1日から平成24年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成18年9月1日から平成23年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (5) 納 入 場 所

ア 北海道大樹高等学校及び北海道幕別高等学校

イ 北海道帯広工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年6月9日（金）から30日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

- (2) 入札日時

ア 平成18年7月26日（水）午後1時30分

イ 平成18年7月26日（水）午後2時30分

（送付による場合は、平成18年7月25日（火）までに必着のこと。）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量80gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)あてに申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あて（メールアドレス：tokakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-26-9237 内線 3117

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 84

b . Personal Computer 42

B . Bid tendering date and time :

a . 1 : 30 P. M., July 26, 2006

b . 2 : 30 P. M., July 26, 2006

(If mailed, bids must arrive no later than July 25)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Minami 3, Higashi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588, Japan.

Phone : 0155-26-9237 Extension 3117

正 誤

○平成18年3月31日(第1760号)

北海道告示第304号(道路の区域の変更及び供用の開始)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
91	左	35と36の間
誤		<u>410.00</u> m
正		<u>6,097.91</u> m

91	右	1と2の間
誤		<u>362.50</u> m
正		<u>7,587.41</u> m

○平成18年5月19日(第1773号)

北海道宗谷支庁告示第2号(特定調達契約に係る落札者等の公示)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
30	右	10
誤		<u>4,000</u> 円
正		<u>1,000</u> 円

30	右	14
誤		<u>25,500</u> 円
正		<u>9,750</u> 円

30	右	15、16及び17
誤		<u>27</u> 円
正		<u>19円50銭</u>

30	右	18、19、20、26、27及び28
誤		<u>5</u> 円
正		<u>3</u> 円

30	右	22
誤		<u>25,500</u> 円

正 12,000円

30 右 23、24及び25

誤 27円正 24円